

◎区自治協議会の概要

区自治協議会は、新潟市が目指す分権型政令市を実現し、区民と行政との協働によって、住民自治の推進を図るために、各行政区に設置する市の附属機関です。

区自治協議会は、新潟市が政令市に移行した、平成 19 年 4 月 1 日からスタートしました。

1 名称

区自治協議会の名称は、各行政区の名称が冠せられ、「北区自治協議会」といいます。

2 委員数

区自治協議会は、委員 30 人以内で構成します。ただし、区の人口が 10 万人を超える区では、超えた人口が 1 万人増すごとに 1 人を 30 人に加えた人数以内で構成します。北区自治協議会は、委員 30 人で構成します。

3 委員構成

区自治協議会の委員は、区に住所を有する方などで、次の方のうちから構成されます。

委員区分		団体所在地要件	委員住所要件
第 1 号委員 (地域コミュニティ協議会等からの選出者)	地域コミュニティ協議会	区内	— (市外でも可)
	複数の地域コミュニティ協議会 で構成された組織		
第 2 号委員 (公共的団体等からの選出者)	法人		
	法人格のない社団		
第 3 号委員 (区長が必要と認めた者)	公共的団体等の従たる事務所・支店から選出された委員	—	区内 (但し、区長が特に認める場合は市内)
	有識者等		区内
	公募による者		

4 委員の任期

委員の任期は、2 年です。再任は、原則、第 1 号委員は 2 回の 6 年間、第 2 号委員、第 3 号委員は 1 回の 4 年間までです。

ただし、他の者に替えがたいと認められる 1 号または 2 号委員は、委員資格が異なる場合は、6 年を超えて、5 期 10 年まで再任することもできます。

5 区自治協議会の役割など

区自治協議会は、区の皆さんの多様な意見を調整して、その取りまとめをし、区の皆さんと市との協働の要となるよう努めます。

また、区の地域課題のうち、市長やその他の市の機関によって諮問されたものや、自らが必要と認めるものについて、審議し意見を述べることができます。

市長は、次に掲げる事項のうちから、区の区域に関係するものを決定し、変更しようとする場合は、あらかじめ区自治協議会に意見を聴かなければなりません。

- (1) 総合計画及びこれに準ずる計画（例 北区区ビジョン基本方針など）
- (2) 区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項（例 コミュニティセンター指定管理制度の導入）
- (3) 区役所が企画立案を行う施策のうち市長が定める事項（例 特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案）

6 報酬

委員が会議等に出席したときは、3,000 円の報酬を支給します。

※3,000 円のうち 100 円が源泉徴収されます。

【区自治協議会と地域自治組織のイメージ図】

新潟市区自治協議会運営指針から

